鳥取県補助金等審査会（鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金審査会）運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県附属機関条例第７条の規定に基づき、補助対象事業を公平かつ厳正に決定するため、鳥取県補助金等審査会（鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金審査会）（以下「審査会」という。）の運営に必要な事項を定めるものである。

（所掌事項）

第２条　審査会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

（１）補助対象事業の採択に関する事項

（２）その他令和新時代創造本部長が必要と認める事項

（委員）

第３条　審査会の委員は５人以内とし、年度毎に知事が任命する。

（審査員の任期）

第４条　審査員の任期は１年以内とする。

２　審査員は、再任されることができる。ただし、審査員が欠けた場合における補欠審査員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審査員長及びその職務）

第５条　審査会に審査員長を置き、審査員の互選によりこれを定める。

２　審査員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

３　審査員長に事故があるとき、あらかじめ審査員長の指名する審査員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　審査会は、必要に応じて庶務を行う所属の長が召集する。

２　会議は、審査員の過半数の出席がなければ開くことができない。

（審査方法）

第７条　委員は、提出された申請書類をもとに、あらかじめ会議の開催前に審査を行う。

２　会議では、各委員の個別評価の評価点を集計した順位を基に、合議により総合的に判断し、申請書類を順位付けする。

（審査基準及び評価点）

第８条　審査基準は、別表のとおりとし、委員は、各審査項目に対応する審査の観点に基づき評価する。

２　評価は、Ａ（５点）～Ｅ（１点）の５段階とし、評価の観点は別表に定めるとおりとする。

３　審査項目に応じ、それぞれ別表に定める加重評価を行い、その合計点を委員の評価点とする。

（庶務）

第９条　審査会の庶務は、令和新時代創造本部女性活躍推進課において処理する。

（委任）

第１０条　この要綱の施行について必要な事項は、令和新時代創造本部長が定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２８年７月２９日から施行する。

附　則

（施行期日）

　この改正は、平成２９年３月３０日から施行し、平成２９年度事業から適用する。

附　則

（施行期日）

　この改正は、平成３１年３月８日から施行し、平成３１年度事業から適用する。

附　則

（施行期日）

　この改正は、平成３１年４月１０日から施行する。

附　則

（施行期日）

　この改正は、令和元年７月５日から施行する。

別表

鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金審査基準

１　審査項目、審査の視点、加重

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 審査項目 | | 審査の視点 | 点数 | 加重 | 評価点 |
| １ | 事業目的・内容 | 女性のリフレッシュやストレス解消を図ることを目的としており、除去の対象となるストレス要因が明確となっているか。  ◆自然活用型  　鳥取の自然・風土が活用され、女性が癒し効果を期待することができる取組となっているか。  ◆支えあい型  　男性の家事・育児参画促進やネットワークづくりといった、人との支えあいによる取組となっているか。 | ５ | ×２ | １０ |
| ２ | 計画の実現性 | 事業の実施体制は適切か。  収支計画は適正か。  事業の実施場所、手段等具体的な計画となっており、スケジュールに無理はないか。 | ５ | ×２ | １０ |
| ３ | 新規性・発展性 | 新たな事業であるか。  これまでの活動との違いが明確であるか。  次年度以降、事業の発展・継続が期待できるか。 | ５ | ×１ | ５ |
| ４ | 事業効果 | 話題性があり、情報発信ができるか。  女性が魅力的に感じ、女性の需要が期待できるか。  多くの人が参加でき、地域への波及効果があるか。  ストレス要因の除去に対して効果が期待できるか。  ◆自然活用型  　非日常性があり、癒やし効果を期待することができるか。  ◆支えあい型  　人との支えあいによるストレスの解消効果が期待できるか。 | ５ | ×３ | １５ |
| 合　計 | | | | | ４０ |

２　評価区分、評価の観点

|  |  |
| --- | --- |
| 評価区分 | 評価の観点 |
| Ａ（５点） | 審査の視点が含まれており、事業内容として申し分ない |
| Ｂ（４点） | 審査の視点がある程度含まれ、事業内容として問題ない |
| Ｃ（３点） | 審査の視点が含まれていない部分もあるが、改善することで対応できる |
| Ｄ（２点） | 審査の視点が含まれていない部分が多く、事業内容として効果が少ない |
| Ｅ（１点） | 審査の視点が含まれておらず、事業内容として実施が困難かつ効果がない |

３　その他

（１）審査会が終了するまで、各委員は評価点を修正可能とする。

（２）審査員の評価点の合計点が６割に満たなかった事業は採択しない。

（３）公序良俗に反する事業は採択しない。

（４）審査の結果、必要と判断すれば、事業内容に意見を付し、または事業の一部を採択することができる。